令和８年１１月６日

各　位

アルプス中央信用金庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当金庫元職員による不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、深く反省しております。

被害に遭われたお客様に心より深くお詫びを申し上げますとともに、日頃より当金庫をご愛顧いただいているお客様、地域や会員の皆様に対しまして、多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことを心より深くお詫び申し上げ、今後の再発防止を徹底してまいります。

記

１．事件の概要

(1) 事故者　当金庫元職員（５３歳男性、管理職）

(2) 発生店舗　本店営業部他７店舗

(3) 事件内容　元職員は、ローンの申込書類が不足しているので来店して欲しいなどと虚偽の説明を行い、お客様から別口の借入申込書、契約書類、普通預金払戻請求書等を詐取し、正規の融資契約書類であるかのように装い融資を実行し融資金を着服しておりました。
また、金利が高い定期預金に書替えるなどと虚偽の説明を行い、お客様からお預かりした定期預金証書や普通預金払戻請求書を用いて預金を着服し、ギャンブル（競馬）等の遊興費や借名融資金の弁済金、自宅のリフォーム資金等に充てておりました。

(4) 発覚日　令和８年９月２４日

(5) 発覚の経緯　お客様から身に覚えのない借入の返済予定表が送られてきたとの問い合わせにより本件が判明いたしました。

(6) 発生期間　平成２５年９月２７日～令和８年９月２４日（１３年０ヶ月間）

(7) 事故金額　横領等の先数、金額　２７先　８２，８７８，９０８円
累計横領等の先数、金額　２７先　１７０，２９３，５６９円
（現時点で判明しているもの）

２．お客様への対応

被害に遭われたすべてのお客様に謝罪を行い、被害金額が判明しているお客様につきましては被害金を当金庫で立替弁済を行いました。被害金額の全容解明には時間を要すため被害金額を早急に確定し、確定したお客様から被害金の弁済を行います。

また、今後の調査により新たな被害が判明した場合には、被害金額確定後順次弁済を行ってまいります。

３．監督官庁等への届出等

事件発覚後、監督官庁等関係機関に報告しております。また、顧問弁護士を通じて所轄の警察署へ本件の相談をしています。なお、被害金額が多額であり、手口が巧妙かつ複雑であることを踏まえ本件が重大な事件であるとの認識から今後、刑事告訴を行い刑事事件として警察の捜査に協力してまいります。

４．人事処分

元職員につきましては、令和８年１１月５日付で懲戒解雇処分といたしました。また、経営責任を明確にするため、理事長以下常勤役員の報酬を減額するとともに、関係する部店長等の管理職につきましても当金庫の規程に則り厳正な処分を行います。

５．今後の対応

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、このような事態を二度と起こさないよう、新たに策定した再発防止策に基づいて役職員一同全力で取り組んでまいる所存です。

６．本件に対するお問い合わせ先

アルプス中央信用金庫　総務部コンプライアンス課（原・三澤・保科）

TEL０２６５－７４－９６１８（ダイヤルイン）

受付時間　平日　９：００～１７：００

以上